

経営革新専攻 学位論文〔修士論文〕評価・審査の考え方

審査体制

大学院教授会は、修士論文審査の対象者ごとに、当該対象者の指導教員を主査とし、本大学院における関連科目の担当教員2名以上を副査として審査委員を定める。

ただし、大学院教授会において必要があると認めるときは、大学院担当以外の本学教員又は他の大学院、研究所等の教員等を副査にすることができる。

審査委員は、修士論文の審査を実施し、その結果を大学院教授会で報告する。

審査方法

所定の期日に必要書類等とともに修士論文が提出された場合、大学院教授会は審査委員を定めて修士論文の審査を委任する。

審査委員は、修士論文の審査において、下記の審査項目全般について下記の評価基準に基づき達成度を評価し、その結果を審査報告書にまとめて大学院教授会で報告する。

注1) 修士論文の提出に当たっては、所定の期日までに修士論文題目届を提出し、かつ、大学院教授会において承認を受ける必要がある。

注2) 修士論文題目届を提出した者には、大学院FD活動として実施する修士論文等中間報告会において報告することを推奨している。

審査項目

審査にあたっては以下の事項に着目する。

- 主題が適切であるか
- 研究者等の行動規範が遵守されているか
- 目的及び成果が明確であるか
- 関連先行研究を踏まえたもので、独自の視点で考えられたものか
- 研究・分析方法の選択が妥当であるか
- 著作物の参照・引用が適切であるか
- 論文構成・文書表現が適切であるか

評価基準

ディプロマポリシーに基づき、上記審査項目に掲げる事項に着目して総合的判断により合否を評価する。